

募 集

市民菜園入園者第3次募集

募集菜園

- 有浦菜園(57区画)
- 南ヶ丘菜園(16区画)
- 南ヶ丘分園(1区画)

応募資格

- 耕作する農地が無く、菜園をしつかり管理出来る市内在住のかた
- すでに入園が決定しているかたで、2区画目を利用したいかた

入園料

- 1区画・2,000円

利用期間

4月下旬～11月末日まで

申し込み方法

農林課窓口にある申込用紙に記入して提出してください。世帯主か、ご家族のかたが申し込んでください(代理での申し込みは出来ません)。先着順での受け付けとなります。

受け付け開始・3月17日(金)

入園料の納付書は4月中旬に送付します。

申園 農林課(内線294)

県営住宅入居者

募集戸数

県営獅子ヶ森住宅・2戸

規模・2LDK

家賃(月額)

15,400円

25,600円

敷金・家賃の3カ月分

資格

住宅に困っているかた。所得、年齢などに制限がありません。また、連帯保証人(1人)が必要です。

募集期間・3月24日(金)まで

入居日・4月1日

申し込みが募集戸数を超えた場合は公開抽選です。

抽選日・3月28日(火)14時

抽選会場

北秋田地域振興局大館地区

総合事務所(片山町3丁目)

抽選には、本人または代理人の出席が必要です。

申園 北秋田地域振興局建築課

☎0186 63 2531

そ の 他

4月3日から台帳閲覧・帳簿縦覧が出来ます

4月3日から、18年度の固定資産課税台帳の閲覧及び土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧が出来ます。

固定資産課税台帳の閲覧

所有者による自己の資産の課税内容の確認、借地・借家人などによる使用・収益の対象となっている資産の課税内容の確認が出来ます。

閲覧期間

4月3日(月)

19年3月30日(金)

9時～17時(土日祝日を除く)

閲覧場所・税務課

閲覧出来るかた

- 固定資産(土地及び家屋)の所有者及び納税管理人
- 所有者の代理人で委任状を持参したかた(家族を含む)
- 借地人は借りている土地、借家人は借りている家屋及びその敷地の課税内容を閲覧出来ます。

持参するもの

印鑑または本人と確認出来るもの(運転免許証など)

委任状(所有者の代理人)

賃貸契約書の写し(借地人、借家人)

縦覧帳簿の縦覧

固定資産課税台帳を基に作成される縦覧帳簿により、市内にある土地または家屋の価格を開示します。

縦覧期間

4月3日(月)～5月31日(水)

9時～17時(土日祝日を除く)

縦覧場所・税務課

縦覧帳簿

土地価格等縦覧帳簿

(所在、地番、登記地目、評価地目、地積、評価額)

家屋価格等縦覧帳簿

(所在、地番、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額)

縦覧出来るかた

市内に所在する土地の固定資産税の納税者、納税管理人及び納税者が押印した委任状を提出した代理人(家族を含む)

市内に所在する家屋の固定資産税の納税者、納税管理人及び納税者が押印した委任状を提出した代理人(家族を含む)

持参するもの

印鑑または本人と確認出来るもの(運転免許証など)

委任状(所有者の代理人)

国税務課(内線230)

引越すときは

忘れずに児童手当の手続きを

児童手当を受給しているかたが市外へ引越すときは、児童手当受給資格消滅届が必要

です。住民票の転出届を市民課へ提出する際、一緒に手続きをしてください。

新住所地で新たに受給申請

していた際には、16年中

の所得証明が必要ですので、

転出前に忘れずに取得して

ください。

市内で引越すときは、転

居届と一緒に住所変更届を

提出してください。

申園 福祉課(内線408)



参加者募集

教室・講座名	と	き	ところ	費用・持ち物など	定員	申し込み先など
木工教室	火曜午前コース(全8回)	4月4、11、18、25、	北部シルパーエリアコミュニティセンター	持ち物はエプロン。材料費(150~1,000円程度)。	各6人	受け付けは3/21~23。応募者多数の場合は抽選。コミュニティセンター☎47-7070
	火曜午後コース(全8回)	5月2、9、16、23日				
	水曜日コース(全4回)	4月5、12、19、26日 9時30分~16時30分				
	木曜日コース(全4回)	4月6、13、20、27日 9時30分~16時30分				
バラ講習会(春の手入れ法)	4月8日(土)	9時~12時		持ち物はせん定ばさみ、せん定用のこぎり、皮毛袋。作業しやすい服装で。参加は無料です。	20人(先着順)	受け付け開始は3/21(火)9時。コミュニティセンター☎47-7070

市税の納付もう一度ご確認を

申園 収納課(内線227)

固定資産税、市県民税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の納め忘れがないか、もう一度ご確認ください。